

政令第 号

道路運送法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百六号）の施行に伴い、この政令を制定する。

道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二十一号中「第二十七条第三項」を「第二十七条第四項」に改める。

附 則

この政令は、道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

理由

道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴い、道路運送法施行令について所要の規定の整理を行う必要があるからである。